

### 資料 3 作業部会設置要綱

#### 1 名称

この作業部会は、「150MHz 帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査検討会作業部会」（以下「作業部会」という。）と称する。

#### 2 目的

本作業部会は、「150MHz 帯アナログ簡易無線局用周波数におけるデジタル方式との周波数共用に関する調査検討会」の検討作業を促進することを目的として設置する。

#### 3 調査検討事項

本作業部会は、検討会の指示のもと、次の事項について検討作業を行う。

- (1) 試験モデル案及び試験方法案の策定
- (2) 電波暗室等における通信試験の実施方法案の策定
- (3) 屋外フィールドにおける通信試験方法案の策定
- (4) 周波数の効率的な割当て方策と条件の検討
- (5) その他、調査検討会から付託される検討作業

#### 4 構成員

作業部会の構成員は資料 4 のとおりとする。

#### 5 運営

- (1) 作業部会には、検討会の副座長を主査として置く。
- (2) 作業部会は、主査が招集し主宰する。
- (3) 作業部会は、検討作業の効率化を図るため、電子メールによる審議を行うことができる。
- (4) 主査は、オブザーバの参加又は有識者の支援を求めることができる。
- (5) 主査は、上記の他、作業部会の運営に必要な事項を定める。

#### 6 報告

主査は、調査検討した結果を、検討会が定める日までに座長に報告する。

#### 7 設置期間

平成 22 年 5 月から検討会で定める日までの期間とする。

#### 8 事務局

作業部会の事務局は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び調査検討会事務局業務外部請負者とする。